平成２３年（フ）第１０８０号
広島市中区十日市町２丁目８番28―401号、申立時の住所広島市中区舟入幸町９番25号田頭アパート101号
破産者　平下　勇夫
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
愛媛県今治市別宮町７丁目２番11号
破産者　矢野　光章
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第８４号
福岡県飯塚市枝国515番地65
破産者　長尾　清光
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９１号
佐賀県唐津市二タ子２丁目２番40号
破産者　辻工務店こと　辻　　秀樹
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１４７号
北海道登別市登別温泉町163―２トーホウリゾート男子寮206、住民票上の住所北海道登別市登別温泉町１番地９　カラカミリゾート株式会社社宅７号棟102
破産者　西川　和男
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
埼玉県東松山市箭弓町３丁目２番１号　玉田ビル305
破産者　後藤　新平
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９２２号
横浜市泉区領家１丁目５番地23
破産者　田中　洋二
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９１８号
横浜市南区榎町２丁目68番地　小川コーポ102
破産者　右田　　亨
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９８０号
神奈川県海老名市中新田４丁目８番26―202号
破産者　飯田　照明
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０２号
福井市町屋２丁目９番21号　レジデンス佐野406号室
破産者　岡部　健一
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
福井市高木１丁目1002番地　ロアール高木410号、申立時の住所福井市寺前町第１号２番地22
破産者　錦織　義弘
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
福井県大野市春日３丁目４番15号
破産者　田原　光浩
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
福井県越前市西庄境町第10号12番地
破産者　木津　晋弥（旧姓小野）
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
福井県坂井市三国町池見第26号29番地
破産者　井上　尚美
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２００号
福井県越前市本多３丁目５―35、住民票上の住所福井県越前市村国３丁目50番地１
破産者　増田　義隆
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
福井市脇三ケ町第６号45番地１
破産者　中野　史郎
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
福井市市波町第23号２番地９
破産者　山下　信彦
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６９号
岐阜県美濃加茂市川合町４丁目７番45号ミストラル205、破産手続開始決定時の住所岐阜県加茂郡七宗町川並562番地２
破産者　長谷部　孝
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第７２号
岐阜県可児市土田3870番地１エイブル・アン102
破産者　長谷部周作
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部